

	全国センター通信	働くもののいのちと健康を守る全国センター 発行責任者：岩橋 祐治 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター・全労連会館6階 Tel (03) 5842 - 5601 Fax (03) 5842 - 5602 毎月1日発行 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む) http://www.inoken.gr.jp
---	---	--

ばく露被害による労働者の実態が浮き彫りに 第3回職業がんをなくそう集会 in 東京

2月19日、職業がんをなくす患者と家族の会主催の「第3回職業がんをなくそう集会 in 東京」が、品川区中小企業センターにおいて開催されました。約50人が参加しました。

職業がん発見のために

記念講演は、ひまわり診療所の毛利一平医師が「日本における職業がんの現状と課題」と題して行いました(写真)。はじめに、職業がんの問題の重大性の理解のために、国際がん機関(IARC)の発がん性評価で、発がんの可能性があるとされる417要因のうち168要因(4割)が職業関連性とされていると指摘しました。また、がん全体の中で職業関連性のものが占める割合は、イギリスのデータでは全がん死亡の5.2%。それを日本にあてはめると男性では年間10,000人程度が職業がんによる死亡ということになると報告しました。

しかし、化学物質のばく露が単純で高濃度のものから複雑で低濃度のものに変化してきていることで、職業がんの発見が困難になっているとも指摘。

毛利氏は、今後の運動の方向として、職業病を①労働者・患者自身が疑う・声をあげる、②職場ごとの健康状況の評価(専門家・労働組合)、③医療関係者の気づき、④行政(大規模データのモニタリングなど)の4つの場面で捕まえることが必要とし、様々な立場の人が、データや実態を上げ議論していくことが何より大事と提起しました。

「声をあげる」決意

基調報告は、化学一般関西地本三星化学工業支部の田中康博書記長が「職業がんへの軌跡 そして希望へ」と題して行いました。田中氏は、職場のおかしさにたびたび気づきながらも、「声をあげること」に悩んだ日々があり、「会社や厚労省に言いたいことはたくさんあるが、自分自身にもある」と語ります。そして、田中氏自身が膀胱がんと診断されたとき、仲間とともに労災申請を決意。続いて、労働組合を結成しました。団体交渉を通じて、職場改善も



進め感謝の声をかけられることもあると言います。昨年12月21日に7人の労災が決まりましたが、24日は8人目の罹患者がみつき問題が続いています。

各地から事例報告

事例報告は、「コールタール作業者の膀胱がん」(九州社会医学研究所：田村昭彦所長)、「中小企業における効果的な化学物質対策を目指して」(東京労働安全衛生センター：仲尾豊樹氏)、「胆管がんに関する労災認定と予防対策の国への要請」(全印総連東京地連：柳澤孝史氏)、「木材粉じん及びホルムアルデヒド等の有害物質暴露との関連が疑われる上顎洞がん事例」(毛利氏)が行われました。

「患者と家族の会」は、これまで、大阪・福井で集会を開催。各地の職業がんに関する相談にも対応しています。集会の最後に「国際的に立ち後れたこの問題に対して、共同・協力の輪を広げ突き進もう」という集会宣言を確認しました。

(全国センター 岡村やよい)

〈今月号の記事〉

働き方改革 Q&A／第1回理事会報告	2面
雇用共同アクション1・25集会	3面
各地・各団体のとりくみ	4～6面
長時間労働規制院内集会/相談室だより	7面
バス事故はなぜ? 日弁連シンポ	8面

ゆうじとまきこの安倍「働き方改革」問答

正体見えた「安倍・働き方改革」 今ががんばりどき!

ゆうじ: 安倍「働き方改革」の実体がはっきりしてきたね。

まきこ: どういうこと?

ゆうじ: 安倍首相が「同一労働同一賃金を実現する」、「長時間労働を是正する」と言っていた中身がはっきりしてきたということさ。まず、「同一労働同一賃金」だけど、去年の12月、安倍首相が主催する「働き方改革実現会議」に「同一労働同一賃金ガイドライン案」が示され、手当や福利厚生については基本的に同一の支給を求めているんだけど、肝心の基本給については職務内容、職業経験・能力、業績・成果、配転の範囲などの違いによる相違は容認しているんだ。基本的に労働契約法20条やパート労働法8条でいう「(有期やパートであることによる)不合理な労働条件の禁止」の枠内のもので、実際に性や雇用形態などの違いによる差別の禁止、同一労働同一賃金・均等待遇の実現には程遠い内容なんだ。

まきこ: 長時間労働の是正の方はどうなの?

ゆうじ: 「時間外労働の上限規制」が問題なんだけど、2月の「働き方改革実現会議」に提案された「事務局案」はほんとうにひどいものだ。わたしたちが求めていた「時間外労働の延長の限度の基準」である「1ヵ月45時間、1年360時間」を原則としているんだけど、特例として労使が合意して労使協定

を結べば「1年720時間(月平均60時間)」まで可能だとしているんだ。

まきこ: ほんとうにひどいわね。「月45

時間を超えて残業」したら過労死のリスクが生じ、「月100時間を超える」または「2～6ヵ月平均で月80時間を超えて残業」したら過労死のリスクが高くなると厚生労働省自身が過労死認定ラインとして認めているのに、「1年720時間(月平均60時間)」は過労死認定ラインまで残業させることが可能となるひどい基準ね。

ゆうじ: ほんとうだ。これから安倍内閣の「働き方改革実現会議」は3月末をめどに具体策をまとめているが、偽りの安倍「働かせ方改革」ではなく真の「働き方改革」＝「同一労働同一賃金、均等待遇」原則の確立、過労死・過労自殺がなくなるような「時間外労働の上限規制」を求めて、職場と地域から運動を強めていく必要があるね。

まきこ: ほんとうに今ががんばりどきね!

(全国センター 岩橋祐治)



第1回理事会報告 第2回労働安全衛生中央カレッジ2017年7月から大阪及び京都で開催

2月1日、いのちと健康全国センターの第1回理事会が開催されました。この間の経過では、第19回総会のまとめ、12・17建設アスベスト学習会などが報告されました。第19回総会は参加が96人で、去年の90人、一昨年81人を上回りました。発言は21人(詳細既報)で、加盟団体や地方センターから多彩な発言がありました。アスベスト学習会では、建設アスベスト訴訟の到達点と勝利に向けた強化点が確認されました。

この間の情勢の推移については、情勢全般(安倍内閣による憲法・国民生活破壊の暴走の強まり、2017年度政府予算案、トランプ米大統領の就任、解散総選挙をめぐる動きと市民と野党の共闘の前進など)を協議した後、安倍「働き方改革」をめぐるこの間の動きやこの間の厚生労働省の発表内容(①2015年度石綿による疾病に関する労災などの請求・決定状況のまとめ、②「過労死等ゼロ」緊急対策、

③「産業医の在り方に関する検討会」報告書、④「安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」報告書、⑤「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」などの検討・意見交換を行いました。

協議事項では、まず、今期の任務分担と2017年度の会議の開催について提案・確認を行いました。続いて当面するとりくみについて、①第12回地方センター交流会(2月25日～26日、金沢市内)、②「大規模災害時のメンタルヘルス・過重労働対策を考える学習会」(4月22日、全労連会館2階ホール)、③第2回労働安全衛生中央カレッジ(2017年7月から2018年2月にかけて大阪及び京都で1泊2日×4回で開催)などについて協議しました。

次回第2回理事会の開催は4月5日です。

(全国センター 岩橋祐治)

各地・各団体のとりくみ

全労連

8時間働いたら帰る
暮らせるワークルールを

雇用アクション1・25集会

雇用共同アクションは1月25日、文京シビックセンターで「安倍『働き方改革』NO! 労働者のための改革を! 1・25集会」を開き、100人が参加しました。日本労働弁護団の高木太郎弁護士、全国過労死を考える家族の会東京代表の中原のり子さんが連帯あいさつ。中原さんは「過労死等防止対策推進法はできたが過労死は減っていない。労災認定されても、子どもが荒れたり、娘を亡くしたお母さんが精神疾患になったりと二次被害が出ている。ノーマア! カローシ。過労死を出さないため、これからも訴え続ける」と決意を述べられました。

3人が安倍「働き方改革」についての批判と要求を提起。全労連・伊藤圭一常任幹事は長時間労働の是正について、「時間外労働規制に関する検討会では、生体のリズムについての議論がない。人は、忙しい時に滅茶苦茶働かせて、後でゆっくり休ませるということはできない」と指摘。残業時間の上限規制について、「月80時間にするとか、半年または1年単位で、月平均45時間におさまればよいなどの報道がされている。(その後2月14日、政府は1年720時間の上限案を発表した)。過労死ラインの残業を法律が容認することになる。これではダメだと言わなければならない。何の規制もない今よりもマシになるとの意見もあるが、よりマシ論で過労



行動提起する伊藤圭一常任幹事

死ラインを合法化してよいのか。私たちがどういうメッセージを出すかが問われている」と訴えました。

意見交換でJMITU・三木陵一副委員長は「春闘は賃金、処遇改善は秋闘で取り組んでいる。36協定の特別条項の上限時間の引き下げを実現した支部、36協定の月40時間を超えたら割増率を50%とすることを勝ち取った支部もある。3月9、16日に統一ストを設定しているが、賃上げだけでなく労働法制改悪阻止も位置づけたたかう」と決意表明しました。

伊藤常任幹事が行動提起し、インターネット署名への協力・賛同、国会前行動への参加、学習・宣伝などについて強調しました。

(全労連 高島牧子)

8時間働いたら帰る、暮らせる
ワークルールをつくろう

全労連や全労協など幅広い労働組合でつくる「雇用共同アクション」は、8時間働けば暮らせるワークルール(労働法)づくり実現のために「わたしの仕事8時間プロジェクト」を開始しています。

長時間労働や夜勤交替制労働など、過重な負担を強いる働き方によって心身の健康を損ない、過労死や過労自死に至る人の数は、労災認定されるケースだけでも、毎年500人近くに及びます。しかも、それは氷山の一角です。

過労による心身の健康破壊の問題は、働く人

や個々の経営者の努力だけでは解決できません。法律による規制強化が必要です。

労働時間の短縮と賃上げをセットで求めます。

ネット署名を開始しました。ご協力をお願いします。

QRコード、URLでアクセスできます。

<http://bit.ly/2jv3MSR>



各地・各団体のとりくみ

全教

リテラシーを発揮できる環境を
生活権利討論集会

全教は、1月14～15日に、2016年度全教生活権利討論集会を開催。178人の参加でした。蟹澤昭三全教中央執行委員長の挨拶に続いて、全教常任弁護団事務局長の斎藤園生^{そのお}弁護士より『「政治的中立」を口実とした教育への介入は許さない!』と題して学習・報告がありました。教職員の政治活動にかかわって学校現場で「萎縮」や「逡巡」が広がる中、教職員を励ますものとなりました。米田雅幸生権・法制局長が行った基調報告では、2017年度の重点としたい生権課題として、安倍「働き方改革」とのたたかい、長時間過密労働の解消、男女ともに家族的責任を果たせる労働条件への改善、臨時教職員の労働条件の抜本的改善、成績主義賃金導入・強化とのたたかいの5つが提起され、その後の討論を通して方針や中身が深められました。

討論に先立って、東京大学の勝野正章先生が、「勤務条件改善と自立性確立こそが教育の質の向上につながる」と題して講演。冒頭に日本の教職員のリテラシー（情報を読解し整理し活用する能力）は国際的に見て非常に高いにも関わらず、その力を発揮で

きる環境が十分でないこと、これは教育にとって大きな損失であるということ



が語られました。教職員の働き方と教育の質は密接に結びついており、教育の質を問いながら長時間過密労働の改善を図ることが重要であること、文科省がすすめる業務改善（効率化）や学校マネジメントの強調ではむしろ悪影響を及ぼしかねないこと、国際基準に照らして教職員の専門性が発揮できる労働条件を整える必要があることなどに深めることができました。

討論は全体討論の後、2つの分散会でおこなわれました（写真）。人事評価制度導入に対するたたかいやストレスチェック実施のとりくみ、長時間労働解消に関わって勤務時間の割振り変更を求めるとりくみ、職場実態・要求アンケートに基づく要求実現のとりくみなど、レポートをもとに熱心な討論がおこなわれ、たたかいの教訓や意義を確認することができました。（全教 山本乃里子）

民医連

知識を普及できる冊子づくりを
第32回振動病交流集会

2月4～5日、京都市内で全日本民医連第32回振動病交流集会を開催しました。1984年に京都で開始されたこの集会が京都で開催されるのは久々です。24県から医師や看護師・事務などの民医連職員、建交労や京都職対連などの他団体、患者さんなど約70人が参加しました。

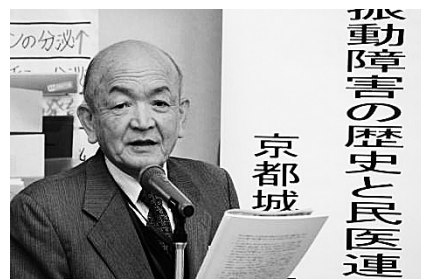
1日目は2つの記念講演。最初の講演は、京都城南診療所の三宅成恒所長（写真）による「振動障害の歴史と民医連の取り組み」。1969年以降半世紀にわたる民医連の振動病に対する取り組みを概括されました。続いて、徳島・健生石井クリニックの樋端規邦所長が「日本産業衛生学会『振動障害の診断基準2013年版』と予防対策」と題して講演。ガイドライン作成者の一人でもある樋端所長が、1977年の307通達とガイドラインとの違い、診断時の検査方法、振動暴露労働者の現状などを説明しました。

2日目は、最初に京都労災職業病対策連絡会議の芝井公事務局長より特別報告。京都の職対連運動の歴史や現在の相談内容、被災労働者の掘り起こしな

どについて報告されました。

続いて全国の参加者からの演題発表。

「労災認定された振動障害



患者の実態・15年建交労のデータから」「重度の振動障害にもかかわらず全休が認められなかった事例」「まだらレイノー現象について」など8本の発表がありました。最後に、事前に寄せられたアンケートを元に全体で討論。「検査機器の精度管理は」（検査技師）、「症状固定の判断について」（医師）など、各事業所で困っていることなどを出し合い、意見交換しました。

今後は、後継者づくりも意識しながら、これまでの民医連の取り組みのまとめや振動障害の知識を分かりやすく普及できる冊子づくりを進め、次回の山形集会で配布できるよう世話人会で作業をおこなう予定です。（京都民医連 佐久 功）

各地・各団体のとりくみ

愛知

待っているより出かけよう

出前講座「健康センター物語」

愛知健康センターでは、「待っているよりでかけよう」と呼びかけ「労安出前講座」に取り組んでいます。1月には名古屋市立大学教職員組合、コープ愛知労組などに「出前」を行いまいした。

名市大教職員労働会からは、組合幹部の学習会で、労働安全衛生について講演を依頼されました。電通職員の過労死が話題を集め、「働き方改革」が論議されているときです。時宜を得た企画です。「人間らしく働く 愛知健康センターものがたり」の著者、今枝正昭氏と宮崎脩一氏が講師を務めました。

長時間労働や不払い賃金をなくすためには、労働時間の客観的な管理が必要です。厚労省・労働局・労基署がその点に着目してパンフ「労働時間の適正な把握のために 使用者が講ずべき措置に関する基準」を作成しています。使用者の労働時間管理にポイントをしぼって講演を準備しました。使用者は、働く人すべての労働時間を把握するためにタイムカード、ICカードなどの客観的な記録を3年間保存することが必要です。設備がなく、“自己申告制”



講演する今枝正昭氏（右）と宮崎脩一氏

でも始業、終業を正しく把握するよう使用者に求めています。

安全衛生活動に組合がどう貢献するかが問われている時代です。使用者側委員と協同して、労働環境を改善していく取り組みが大事です。働く人が改善の提案をする気風・運動が過労死や健康被害をなくすことにつながります。時には、進んだ取り組みで成功している企業の見学など、ダイナミックな目の付け所を持とうと提案しました。参加は20数名の執行委員。若い役員も多く頼もしく思いました。

(愛知センター 今枝正昭)

いの健全国センター 第2回労働安全・衛生中央カレッジ開催案内

労働安全衛生活動について、系統的に学び職場での実践力が身につく、第2回中央カレッジを関西で開催します。今回は1泊2日の4クールです。職場のいの健活動家育成のためにも、ぜひご参加ください。

◇日程、カリキュラム

第1課 2017年7月15日（土）～16日（日）

「職場の労働安全衛生活動を活性化しよう」

- ・労働安全衛生活動の基礎的学習
- ・労働安全衛生委員会の役割と実践

第2課 2017年9月9日（土）～10日（日）

「労働時間と生活・安全・健康」

「職場調査の活かし方」

- ・長時間労働による健康影響
- ・規制緩和の動きと労働時間
- ・過労死・過労自死と長時間労働
- ・職場アンケート調査の意義

第3課 2017年10月28日（土）～29日（日）

「職場の健康管理+人間工学的改善」

「職場の有害物質・職場環境」

- ・リスクアセスメント
- ・「自己責任論」を克服する安全対策
- ・筋骨格系障害予防のための職場改善
- ・職場巡視と実践報告
- ・検診の意義と事後措置

第4課 2018年2月10日（土）～11日（日）

「労災認定と職場復帰」

- ・労災・職業病患者の職場復帰
- ・がん患者、透析患者などの就労と安全配慮
- ・病気休暇制度、就業規則
- ・職業リハビリテーションを受ける権利
- ・ユニバーサルデザインによる職場改善

◇参加費 全4回 30,000円（1回のみ8,000円）

◇会場 第1課・2課 国労大阪会館
第3課・4課 京都（予定）

*詳細は近日中にご案内します。

各地・各団体のとりくみ

岡山

まともに働けるルールを

岡山センター総会

1月14日、いのちと健康を守る岡山県センター総会が開かれ、33人が参加しました(写真)。

代表委員の山本勝敏弁護士が「大企業が一番活躍しやすい日本にするといい、安倍政権は労働法制等の規制緩和を進めている。これを変え、まともに働けるルールをつくる運動が求められている。さらに運動を強めよう」と呼びかけました。

藤田弘起事務局長が「アメリカでは中間層が没落し貧困と格差が広がり、1%の富裕層のためでなく、99%の国民のためという運動が最賃上げや他の運動との共同を広げている。日本でも300万円以下の『働く貧困』層が全体の半数を超える。これらを変えようと野党と市民の共闘が進んできている。この方向をすすめることが求められている」とし、今後の方針等を提案しました。

討論では、長時間労働規制を県教委に迫り、過労死防止を呼び掛けるポスターの貼り出しをすすめている高教組の活動、有害な長時間深夜交替制労働の

規制をめざして職場の残業協定を調査、上限規制をめざす医労連のとりくみ、

サービス残業を支払わせたら会社解散、不当解雇を強行する会社と県労委でたたかう岡山地域労組LPガス保安センター分会が報告。パチンコ景品交換企業で1日14時間労働の女性が、地域労組に加入して月180時間超の未払い残業代を支払わさせ、偽装委託契約は正を労働基準監督署に申告してたたかっていると発言して、今後の支援を訴えました。

続いて岡山県労会議の「健康講座」が開かれ、社会医学研究センター理事の佐々木昭三氏が「『働き方改革』いのちと健康を守る働くルールづくり」と題して講演し、野党共闘の「労働時間改正案」を職場に活かして、いのちと健康を守る働くルールづくりをすすめようと呼びかけました。

(岡山センター 藤田弘起)



山口

長時間・過重労働の是正が喫緊の課題

労働局へ要請・意見交換

山口県労安センターは昨年12月16日、山口労働局に、「1日8時間、週40時間労働制及び労働時間管理について」、「パワハラ予防・解決及びパワハラによる労働災害審査について」、「ストレスチェック制度の定着・推進について」の3点・9項目にわたる内容で申し入れ、意見交換をおこないました(写真)。

山口労働局からの回答では、国への要望事項については4月以降、100時間超/月、80時間超/月について調査したことなどを明らかにしつつ、労働時間管理や労使協定、「労働条件の明示」「労働契約の内容の理解の促進」「労働者の安全への配慮」等については周知・徹底をはかっていきたい。また、「監督行政の充実」については、「県内事業場は約4800社、そのうち4人以下の従業員規模が2500社で、対応ができないような実態であることを理解してほしい」と述べました。

「パワハラ予防・解決、パワハラによる労働災害審査」については、パワハラの対策導入マニュアルに基づく「企業指針」等の作成の有無については調査していないこと、精神障害発症の労災認定につい



ては「同種の労働者の証明」を基準としていると述べるにとどまりました。

「ストレスチェック制度」については、50人以上の従業員の1343社のうち、503社(37.5%)が実施していること、未実施の事業所には12月以降文書による指導をしていることを明らかにしました。

懇談では、県労安センターから、山口労働相談センターに寄せられた相談案件などの資料も添付して紹介。「労働時間管理」は使用者の責任であること、また、こうした相談が「労働条件の明示」「雇用契約」などが書面で確認されておらず、無茶苦茶に働かされている実態を明らかにするとともに、11月19日に取りくまれた「過労死シンポジウム」でもテーマとなった「誰もが安心・安全に働くことができる職場」への改善をめざすために長時間・過重労働の是正が喫緊の課題であることを強調しました。

(山口センター 高根孝昭)

「働き方を変えれば過労死は防げる」

長時間労働規制を求める院内集会

2月10日、衆議院第1議員会館で「高プロ・裁量労働制の規制緩和に反対し、真に実効性のある長時間労働の規制を求める院内集会」が、労働弁護団・過労死弁護団・過労死を考える家族の会の共催で開催されました。300人定員の会場からあふれる参加者でした。

最初に過労死弁護団全国連絡会議の川人博幹事長が以下の報告をしました。

「電通の高橋まつりさんが労災認定されたことが契機となって、かつてなく労働時間規制をめぐる議論・動きが強まっています。過重労働を強制した会社が最大の原因ですが、同時にこれを放置した労働行政・現行法の弱点の問題を露呈したということだろうと思います。

時間外労働の上限規制を法定化することによって、過労死を発生させないレベルまで労働時間を削減すべきであるのに、80・100時間とは、とんでもない話。もっと厳しいレベルの規制を作ることが、今回の教訓を通じて明らかになったことです。

もう1つ、過労死防止のために、決定的に有効な措置は、インターバル規制です。EU並みに規制があれば過労死のほとんどは防ぐことは可能です。

裁量労働制で、見なし労働時間が少なくても多く見なす想定は困難で、ほとんどが逆ですから、この制度が長時間労働を促進することは明らかです。高度プロフェッショナル制は、さらに労働法の破壊そのものと言うべき制度です。長時間労働をして、高

度プロフェッショナルな仕事ができるのかということをお問わなくてはならないと思います」

全国過労死を考える家族の会の寺西笑子代表(写真)は、「長時間労働を美德とする働き方はやめましょう。これを強いる企業の犯罪です。過労死は人災です。働き方を変えれば、必ず防ぐことができます」と語りました。

高校・大学で過労死防止啓発授業を行っている、森岡孝二・関西大学名誉教授は、「ワークルールを身に付けるよりも、『それはおかしい』と声を上げることが大事だと伝えています。しかし、それだけでは、過労死は防げない。勤務時間の規制が必要です。過去、長時間労働へのアクセルはできても、効果的なブレーキはできていない。今こそ実効性ある労働規制を作る時だと考えます」と話しました。

国会議員10人が参加し、あいさつしました。また、遺族・被災者や労働団体からも報告がありました。

(全国センター 宮沢さかえ)



シリーズ 相談室だより(112)

新労災不服審査制度の取り組み ②

具体的な取り組み1. 学習会の開催：「労災保険 審査請求事務取扱手引」は、5部構成ですが、不服審査請求の取り組みを行う上で最低必要なものは、第1部：審査請求及び再審査請求と第2部：審査請求の事務処理」です。口頭意見陳述の会場設定や進行の想定問答など具体的な内容があり、1・2部を中心に学習会を行いました。

取り組み2. 情報公開で資料入手：新制度による審査官への資料の交付を請求し、合わせて資料の質を比較するために従来の情報公開でも復命書や医師の意見書などを請求しました。また、口頭意見陳述に向けて質問書を作成するためにも必要と判断しまし

た。

取り組み3. 不服審査請求書の提出：準備が整い、不服審査請求書を提出することになりました。一番心配した被災者の体調は、この間目立って良い方向に向いているようで、リハビリを兼ねてアルバイト勤務を始めるところまで回復してきました。打合せの度に、ベテランの仲間から職場での無理の加減や手の抜き方などの話が聞けることが、良い影響となっているように思えます。

提出にあたり、対応した審査官に新制度の運用について種々要請を行いました。特に、「手引」が3カ月で結論を出すように事務の進め方を例示していることから、機械的な実務処理ではなく、お互いに良い緊張関係で進めようということを強調しました。

(千葉センター 中林正憲)

日本弁護士連合会「バス事故はなぜ？繰り返される事故の原因と対策を考える」 市民集会開催

「バス事故はなぜ？繰り返される事故の原因と対策を考える」市民集会が、1月28日、日本弁護士連合会主催で開催されました。事故のたびに国は対策を強化すると言います。しかし昨年1月、軽井沢でのバス事故で、乗客・乗員15人が死亡しました。「なぜ？」を問い続ける企画に参加してきました。

参入規制が必須

北海学園大学の川村雅則教授が基調講演。事故の原因として、労働規制、公正取引・発注者責任、監査体制・機能、規制緩和政策の視点から問題設定をすることが必要と指摘しました。

重大事故のたびに、国は検討会を設置し対応してきました。2012年4月の関越道事故後も「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施。その矢先の軽井沢事故でした。川村氏は、規制緩和と政策そのものの見直しが必要と主張し、中でも経済的な需給調整（参入・増車）規制と価格規制が重要と強調しました。

規制緩和を推進する人は、事後規制の強化をいいますが、トラック、バス、タクシーで合計12万を超える事業者に対して、監査にあたる職員が365人という現状では到底追いつきません。実際に、軽井沢の事故を起こした(株)イーエスピーには2015年2月に労基署が一般監査を実施し、違反事実を摘発。しかし、実際の改善は行われていませんでした。

あわせて、川村氏は集団的な労使関係を通じた労働条件改善のルートを追及することが必要との指摘を行いました。

道路運送旅客業は「過労死」が異常に多い

労働現場の実態について、自交総連の菊池和彦書記長から観光バス運転者の具体的な働き方が示されました。夜勤明けで5時50分～22時49分まで働き、休息時間は8時間11分。翌日は7時に出勤し20時過ぎまでに213キロを走行しています。その後10時間余り休憩し、その翌日は276キロの走行です。休息時間8時間には通勤時間が含まれ、睡眠時間は4～5時間ほどしかとれません。総労働時間が長い上に夜勤を含む不規則な勤務が、心身に大きな負荷を与え、道路旅客運送業は「過労死」が異常に多い産業になっています。

また、拘束時間を最大16時間、1週71.5時間としている「自動車運転者の労働時間等の改善基準告

知」の緩さも指摘されました。自交総連では過労死認定基準を超えるこの「基準告知」を改正し法制化することを求めています。厚労省は検討する様子さえないとのこと。



事故の傷は重い

「4人の若者は今を素晴らしく生きていた」とゼミ生を亡くした法政大学の尾木直樹教授は語りました。今も遺族は受け入れられずスマホを解約していない親も、大学の授業料を払い続けている親もいると言います。リハビリを続けている人もいる一方、軽傷だった学生も不眠や食欲不振を訴えているとのこと。事故から1年経過しても、まだまだ社会的に発信できる状況ではないと言います。

法政大学では、「事故」ではなく「事件」ととらえ、殺人行為が繰り返されることには必然的な実態がある、真剣に取り組み発信していくとしています。「ありとあらゆる分野で規制緩和が進められ、貧困や過重労働が事故に集約されている。自分の子どもに起こった事ととらえた時にやるべきことは見えてくる。住みやすい社会をめざして自身の生き方を含め、社会に発信していきたい」と言う、口惜しさをかみしめながらの発言に、1つの事故の傷の重さを突き付けられる思いでした。

NHKスペシャル「そしてバスは暴走した」を担当した宮原修平記者は、事故を起こしたドライバーは年金もなく働かざるを得ない状況だったと報告。休むと収入減となる労働者に対して、運行できなくなると困る会社が、健康診断結果を無視して働かせていました。「今度こそ、暴走をとめられるか」のメッセージを発信し続けたいと発言しました。

昨年6月、国土交通省は「軽井沢バス事故対策検討委員会」による対策をまとめました。しかし、規制緩和でもたらされた悪循環を断ち切るものにはなっていません。安全は何にも代えがたいものです。国と業界の動きを厳しく監視し続けていかなければなりません
(全国センター 岡村やよい)